

○西海市西海みかンドームの設置及び管理に関する条例

平成17年4月1日西海市条例第194号

改正

平成18年6月23日条例第59号

平成26年2月10日条例第2号

令和元年7月5日条例第4号

西海市西海みかンドームの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、西海市西海みかンドームの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 西海市内外に憩いの場を提供するとともに地場産品の加工・販売と農業、各種産業、観光等の本市の持つ特色を紹介し、都市と農村の交流を活発化させるため、西海市西海みかンドーム（以下「みかンドーム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 みかンドームの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 西海市西海みかンドーム

(2) 位置 西海市西海町木場郷473番地1ほか

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、みかンドームの管理を法第244条の2第3項及び西海市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西海市条例第9号）の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) みかンドームの利用の許可その他みかンドームの利用に関する業務

(2) みかンドームの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、みかンドームの運営に関し市長が必要と認める業務

(利用の申込み)

第6条 みかンドームを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申し込まなければならない。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物及び附属施設を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 公益上又は管理上支障があると認めるとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(6) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第8条 みかンドームを利用しようとする者は、みかンドームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(賠償責任)

第11条 みかンドームの利用者は、施設等の利用に際して故意又は重大な過失により当該施設等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西海町みかンドーム設置及び管理等に関する条例(平成12年西海町条例第32号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年6月23日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者の指定に関し、事前に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

3 施行日前に、この条例による改正前の西海市西海みかンドームの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の西海市西海みかンドームの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成26年2月10日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

2 この条例(第3条、第40条、第41条及び第42条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設等の使用、利用、占有、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月5日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

2 この条例(第35条、第36条、第37条及び第38条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設等の使用、利用、占有、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

施設利用に係る基準額表(イベント広場)

1 喫茶・物販の営業に支障のでない場合

・ 9 : 00 ~ 18 : 00	4 時間以内	3,300円
	1 時間延長ごと	880円
・ 9 : 00 ~ 18 : 00	終日利用	6,050円
・ 18 : 00 ~ 20 : 00	1 時間ごと	2,200円

特記事項

- ・ 同一目的で2日間以上の契約を結ぶ場合、2回目以降1回につき上記の半額とする。
- ・ 市民が営利を目的とせず、入場料を徴収しない場合はこの限りではない。
- ・ 必要経費分の入場料を徴収する場合は、利用料金は必要経費に含める。
- ・ 営利を目的として展示、販売等を実施する場合、上記基本料の150%とし、売上げ比例の課金をすることもあり得る。

2 喫茶・物販の営業に支障がでる場合

・ 9 : 00～18 : 00	4 時間以内	6,600円
	1 時間延長ごと	1,760円
・ 9 : 00～18 : 00	終日利用	12,100円
・ 18 : 00～20 : 00	1 時間ごと	4,400円
特記事項		
1 と同じ		

備考 原則として貸出しはイベント広場のみとして、研修室は利用させないものとする。